·リアルタイム線量測定システムの配置の見直しについて·

空間線量率が低いレベルで安定している地点では、リアルタイム線量測定システムによる測定を終了します。(避難指示・解除区域市町村 'を除く。)

環境モニタリングの見直しの一つとして

原子力規制委員会は、福島県内の環境モニタリング について、東京電力福島第一原子力発電所事故当時と

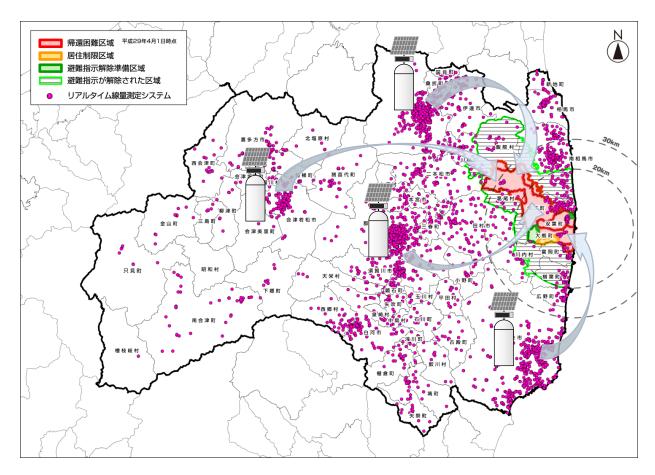
比較し、環境が変化してきている状況(環境中の放射線量の減少、除染や復興の進展等)を踏まえ、平成 28 年 2 月 10 日に必要な見直しを検討しました。見直しの中では、各種モニタリング結果が低い値で安定していることから、平常時のモニタリングに戻していくよう測定頻度を減らすことなどを検討しました。

これらの見直しのひとつであるリアルタイム線量測定システム(モニタリングポストの一種)の配置の見直しについては、平成30年3月20日原子力規制委員会において改めて現在の状況を確認し、議論した上で「避難指示・解除区域市町村外のリアルタイム線量測定システムは、線量が十分に低く安定している地点を対象に、原則、線量の低いものから順に撤去し、平成32年度末までを目途に撤去を完了させることとする。」とする見直しの方針を決定しました。

撤去したモニタリングポストの活用

今後、住民の帰還が見込まれる地域の復興に重点を 置くためにも、撤去したリアルタイム線量測定システ

ムは、モニタリングポストの設置要望のある避難指示・解除区域市町村への移設などに活用します。



¹ 避難指示区域又は避難解除区域をその区域に含む市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12 市町村)



〇現在の空間線量率の状況は?本当に低いのですか?

以下のグラフが示すとおり、多くの地点で十分に低くなっています。

福島県内の空間線量率は、避難指示・解除区域市町村の中など一部の地域を除き、多くの地点で十分に低いレベルとなり、時間的変動も小さく安定しています。

避難指示・解除区域市町村外における各リアルタイム線量測定システムの直近一年間 (2017年2月1日から2018年1月31日) の平均空間線量率の分布は下のグラフのとおりです。最大値は $0.268 \mu \text{Sv/h}$ であり、全体の60%の地点が $0.10 \mu \text{Sv/h}$ を、全体の90%の地点が $0.14 \mu \text{Sv/h}$ を、全体の99%の地点が $0.21 \mu \text{Sv/h}$ を下回る結果となっています。(図 1)

さらに、避難指示・解除区域市町村外の方部ごとに直近一年間の平均空間線量率を確認すると、全ての方部において、事故以前の全国の空間線量率水準 2 (0. 010 μ Sv/h \sim 0. 115 μ Sv/h) 3 の範囲まで減少しています。(図 2)



図1:避難指示・解除区域市町村外におけるリアルタイム線量測定システムの平均空間線量率分布

<u>〇全てのモニタリングポストが無くなってしまうのですか?</u>

適切なモニタリング体制は維持します。

福島県内に設置する全てのモニタリングポストを撤去するわけではありません。その状況に応じた必要な

モニタリングポスト、適切なモニタリング体制は維持します。

原子力規制委員会は、福島第一原発事故の影響を確認するモニタリング体制と福島第一原発の監視・緊急時用のモニタリング体制をとっています。今回、配置を見直すのは福島第一原発事故の影響を確認するモニタリングポストのうち避難指示・解除区域市町村外に設置されているリアルタイム線量測定システムについてです。避難指示・解除区域市町村内に設置されているリアルタイム線量測定システムやその他のモニタリングポストは今回の見直しの対象ではありません(図3)

本資料や放射線に関する問合せ窓口

電話:0120-988-359

【受付時間:8時30分~18時15分(平日)、8時30分~12時00分(土日祝)】

² 環境放射能水準の調査のために 47 都道府県に各1基設置されたモニタリングポストにおける 1993/4/1 から 2010/3/31 までの測定値(Gy=Sv で 換算)の一日の平均値の範囲

³ 最小は青森県の 0.010μSv/h (2002/2/16、2005/3/6等) 最大は山口県の 0.115μSv/h (1995/5/14)



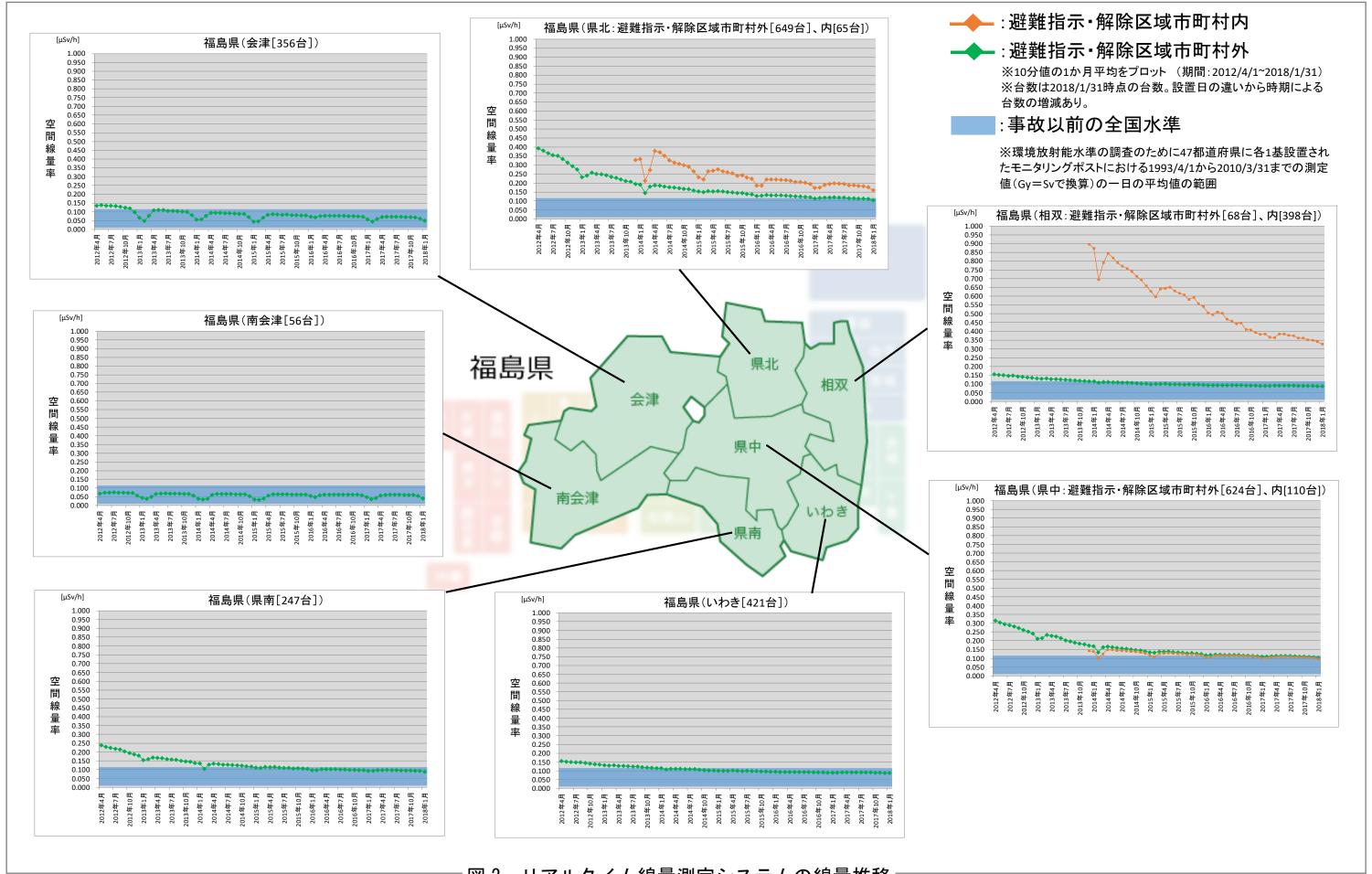
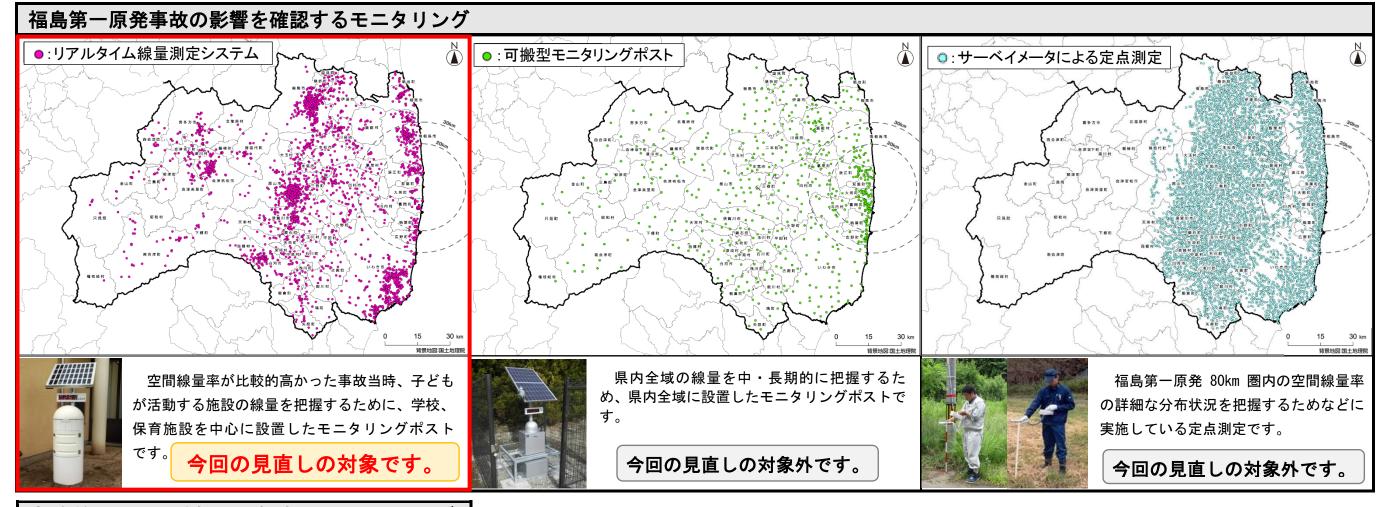


図2:リアルタイム線量測定システムの線量推移





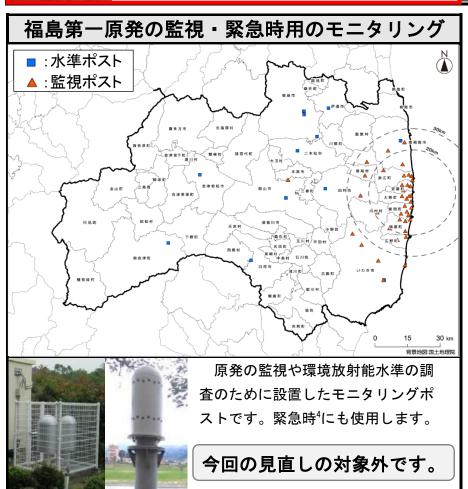


図3:見直し対象及び対象外のモニタリング

⁴ 緊急時においてはこれらによる測定のほか、緊急時モニタリング実施計画に基づき実施する走行サーベイ及び航空機モニタリング、追加設置する可搬型モニタリングポスト等の結果によって必要な防護措置の判断を行います。